

平成 29 年 6 月 6 日  
日本銀行総務人事部

## 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の取得について

日本銀行は、平成 29 年 5 月 30 日、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な事業主として、厚生労働大臣の認定「えるぼし」の第 3 段階を取得しました。

同認定は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、行動計画の策定および届出を行った事業主のうち、厚生労働省により定められた一定の基準を満たした事業主が受けられるものです。

認定基準の評価項目は、「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の 5 つで構成され、事業主は基準を満たした評価項目の数に応じて 3 段階で評価されます。日本銀行は全ての評価項目において認定基準を満たしたことから、評価のうち最高レベルである第 3 段階の認定を受けました。

日本銀行では、これまでも育児と仕事との両立に資するワーク・ライフ・バランス制度の充実に努めるなど、職場環境の整備や組織風土の醸成に取り組んできました。また、平成 30 年に企画役級以上の女性比率を 5%にするという数値目標を掲げ、女性の更なる登用を進めています。

日本銀行は、今後とも女性を含む多様な職員すべてが能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組んでまいります。

女性活躍推進法に基づく認定  
「えるぼし」マーク（第 3 段階）



以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行総務人事部総務課ダイバーシティ推進グループ

小川、<sup>みしろ</sup>三代 (03-3277-2055)